

平成29年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省29-6-4)

政策名	6 エネルギー・環境	施策名	6-4 環境			
施策の概要	<p>○地球温暖化対策等の推進 パリ協定の下、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際交渉に取り組むとともに、地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)に基づき、我が国の中期目標(2030年度削減目標)の達成に向けて、対策等に着実に取り組む。また、世界の温室効果ガスの削減に向けて、「エネルギー・環境イノベーション戦略」(平成28年4月19日)に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。加えて、我が国が有する優れた技術をいかし、世界全体の温室効果ガスの排出削減等に最大限貢献する。</p> <p>○資源循環の推進、環境負荷の改善 資源生産性、循環利用率、最終処分量等の改善を図り、廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品等の再利用(リユース)、使用済み製品等の再利用(リサイクル)を促進し、循環型社会の形成を推進する。また、産業活動との両立を図りつつ環境負荷問題の改善に向けた施策を推進する。</p>					
達成すべき目標	<p>○気候変動問題における国際交渉において、全ての国が参加する公平で実効的な枠組の構築を目指す。</p> <p>○我が国の約束草案(温室効果ガス排出削減目標)に掲げた2030年度26%削減目標の達成に向けて、「地球温暖化対策計画」を策定し、同計画に基づき地球温暖化対策を着実に実施する。</p> <p>○我が国が有する優れた技術をいかし、世界全体の温室効果ガスの排出削減等に最大限貢献する。</p> <p>○環境と経済が両立した経済社会(環境調和型経済社会)の構築をする。</p> <p>○廃棄物等の発生抑制(リデュース)、部品等の再利用(リユース)、使用済み製品等の再利用(リサイクル)を促進することで、資源の有効な利用の促進を図る。</p> <p>○産業界の取組の状況や社会全体で要するコストを踏まえた合理的な環境規制を通じ、環境負荷物質の排出を抑制し、環境を保全する。</p>					
施策の予算額、執行額等	区分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	15,470	13,240	13,570	3,926
		補正予算(b)	0	▲ 4	0	-
		繰越し等(c)	2,821	▲ 2,037	1,960	
		合計(a+b+c)	18,291	18,291	15,531	
執行額(百万円)		12,179	10,608	12,568		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>○第186回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成26年1月24日)</p> <p>○第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)</p> <p>○第190回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)</p>					

1	地球温暖化対策の推進	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
		<p>・パリ協定の実施指針策定に向けた交渉に参加し、公平かつ実効的なルール作りに向け寄与した。</p> <p>・平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」に基づき、2030年度の削減目標を達成するための対策・施策について、2014年度、2015年度、2016年度における進捗状況についてフォローアップを行った。</p> <p>・平成28年7月に立ち上げた産官学からなる「長期地球温暖化対策プラットフォーム」において、2030年以降の長期の温室効果ガス削減に向けた我が国の地球温暖化対策の進むべき方向について整理し、平成29年4月に報告書をとりました。</p> <p>・平成29年度中において、JCMの合同委員会をラオス、タイ、コスタリカ、メキシコ、カンボジア、サウジアラビア、ベトナム、モンゴル、インドネシア、チリ、バングラデシュ、パラオ、フィリピン、モルディブ及びミャンマーで1回ずつ、合計15回開催し、個別プロジェクトを通じて温室効果ガスの排出削減に貢献。加えて、排出削減につながり得る事業の実現可能性調査案件を11件採択した。</p> <p>・平成29年10月4日、5日に第4回ICEFを開催し、革新的な低炭素技術の開発・普及に向けたビジョンについて本会議や分科会にて議論を行うとともに、COP23のサイドイベント等にてICEFでの議論を踏まえた発表を行い、更なるエネルギー・環境技術イノベーションに取り組む機運を醸成した。</p>					<p>29年度</p> <p>着実な施策の実施(※)</p> <p>※具体的には以下を実施予定</p> <p>①パリ協定の詳細ルールの策定</p> <p>②地球温暖化対策計画に基づいた施策を実行する</p> <p>③パリ協定を契機とした世界の排出削減等への貢献(JCM等)</p> <p>④ICEFの開催 等</p>	達成	
2	2030年度において2013年度比温室効果ガス26%削減	基準値	実績値					目標値	達成
		23年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	42年度	-
		14.1億トン	▲3.4	▲6.1%	▲7.3%	集計中	-	2013年度比▲26%	
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	-	

測定指標	3	資源循環の推進、環境負荷の改善	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
			29年度	達成	
			<p>・小型家電リサイクル法に関して、再資源化等事業者の認定を行うとともに、産業構造審議会(産業技術分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電WG)において、同制度の現状・課題の議論・整理を行い、小型家電リサイクルの推進を図っている。</p> <p>・容器包装リサイクル法について、平成28年5月に産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合においてとりまとめた報告書に基づき、各種制度見直しを実施している。</p> <p>・VOC排出抑制の意義やメリットなどを事業者向けに周知するため、VOC排出抑制セミナーを5件開催した(1件は台風接近のため中止)。さらに、産業構造審議会産業技術環境分科会産業環境対策小委員会を開催し、自主的取組の状況について、フォローアップを行った。</p> <p>・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(以下「バーゼル法」という。)に基づく輸出入の承認について、平成29年度は244件の審査を実施した。また、同法に基づく移動書類について、平成29年度は2,000件の審査を実施した。 第193回通常国会でバーゼル法の一部を改正する法律が成立し、平成30年10月1日の施行に向けて必要な政省令の整備を着実に実施している。</p> <p>・公害防止及び再生資源の有効利用等を図る者への財政投融资措置については、新たにPCB廃棄物の処理に必要な運転資金を対象に追加するとともに適用期限を1年間の延長実施した。また税制については、公害防止設備に係る固定資産税の課税標準制度について、特例率1/2を参酌して1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合とした上で、平成30年度から2年間の期限で税率の軽減措置を延長した。</p>	<p>着実な施策の実施(※) ※具体的には以下を実施予定 ①小型家電リサイクル法につき、再資源化事業者の認定等による着実な推進を図りつつ、産業構造審議会(産業技術分科会廃棄物・リサイクル小委員会小型家電WG)におけるフォローアップ等により、小型家電リサイクルを推進する。 ②容器包装リサイクル法につき、平成28年5月にとりまとめた報告書に基づき各制度について見直しを検討・実施し、容器包装リサイクルを推進する。 ③揮発性有機化合物(VOC)セミナーを6件以上開催するとともに、産構審産環小委を開催し、自主的取組のフォローアップを行う。 ④バーゼル法に基づく輸出入の承認の審査等を円滑に実施する。さらに、バーゼル法改正法案が成立した場合、同法施行までに必要な政省令等の整備を着実に行う。 ⑤公害防止対策設備に係る税制措置、財政投融资措置の見直しを行った上で適用期限を延長し、中小企業等における環境対策を促進する。等</p>	達成

参考指標	1	年間のJ-クレジット認証量(経済産業省予算相当分)(万t-CO2)	基準値	実績値					見込み
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	平成32年度(累計)
		年度ごとの目標値	2.2	3.4	17.3	170	223	276.5	
	2	二国間クレジット制度の署名国数	基準値	実績値					目標
25年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	32年度	
2		8	16	17	17	-	18		
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	16	-	
	3	資源生産性	基準値	実績値					目標
12年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	32年度
25万円/トン		36.5	36.8	38.2	集計中	集計中	-	46万円/トン	
	4	循環利用率	基準値	実績値					目標
12年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	32年度
約10%		16.1	15.8	15.6	集計中	集計中	-	17%	
	5	最終処分量	基準値	実績値					目標
12年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	32年度
約56百万トン		16百万トン	15百万トン	14百万トン	集計中	集計中	-	17百万トン	

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年11月のCOP22において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」の詳細ルールに関する交渉に参加し、公平かつ実効的なルール作りにより寄与する形で、2018年までに実施指針策を策定すること等を決定した。 ・平成29年度のJ-クレジット認証量実績171.7万t-CO₂は、平成29年度に見直しされた平成29年度目標の170万t-CO₂を超えており、業界や部門の枠組みを超えた主体間連携による削減に貢献した。 ・我が国が有する優れた低炭素技術の途上国への普及を促進するため、経産省・NEDOで温室効果ガスの排出削減につながり得る事業の実現可能性調査を実施し、その普及可能性等を調査した。 ・平成29年度の温室効果ガス排出削減実績については集計中であり、現時点で評価できない。他方、平成27年度から平成28年度にかけての排出削減実績は、▲6.1%から▲7.3%と増加していることから、目標値に向けて着実に推移している。 ・資源循環の推進については、平成29年度分の実績値がないため、現段階では評価できないが、循環利用率は、平成32年度において、約17%とすることを目標としている(平成12年度[約10%]から概ね4~5割向上)。なお、平成27年度は約16%であり、順調に推移している。 ・VOC排出抑制に係る自主的取組では、VOC排出量を平成12年度比約6割削減しており、新たに自主的取組に参加した燃料小売業を含めて41団体(約21,600社)から報告があり、着実にその抑制のための取組を進めた。また、パーゼル法の円滑な執行や同法改正に伴う政省令の整備について着実に実行するとともに、財政投融资や税制支援について、現状を踏まえつつ設備の対象や税率を見直し、適用期限の延長を実施した。
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>・気候変動問題における国際交渉においては、UNFCCCやCTCNへの拠出金を通じて、人材派遣や途上国への技術移転に関する積極的な議論に関与し、先端技術の普及や国際交渉における将来枠組みの検討に貢献。また、国際機関等連携事業委託費を通じて、排出削減目標についての他国との野心度の比較などに基づく評価を行い、「パリ協定」の公平性・透明性向上に向けたルール作りが必要との立場を繰り返し発信した結果、パリ協定の実施指針を2018年までに策定すること等が決定された。今後とも、我が国に有利な国際ルール作りに向けて、情報発信や国際交渉を着実に進めていく必要がある。</p> <p>・「地球温暖化対策計画」に基づく対策・施策の進捗状況に関するフォローアップの結果、温室効果ガス削減目標に向けて着実に進捗しており、各事業(達成手段)が削減目標の達成に有効かつ効率的に寄与しているものと認められた。今後とも、削減目標の達成に向けて対策・施策を着実に実施していく必要がある。</p> <p>・途上国において具体的なプロジェクトの実現可能性調査を実施することは、①当該プロジェクトで使用する低炭素技術・サービスによる排出削減見込量の試算、②事業化・普及展開に向けた課題の抽出・分析、③排出削減案件の形成への貢献を可能とする。引き続き、我が国による世界全体の排出削減量への貢献を示していくため、取組を進めていく必要がある。</p> <p>・「低炭素社会実行計画」のフォローアップの結果、長期の温室効果ガス削減に向けた我が国の地球温暖化対策の進むべき方向として「長期地球温暖化対策プラットフォーム」の報告書で掲げられているような取組、すなわち優れた技術や素材の普及等を通じた国際貢献、革新的技術の開発や普及に係る取組等に関して、産業界による取組の深掘りが見られた。今後とも、世界全体の温室効果ガス排出削減等に貢献するため、このような取組を着実に推進していく必要がある。</p> <p>・資源循環の推進については、各リサイクル法等の着実な執行、及び実証事業の推進により、3Rの着実な推進が図られた。今後とも、各リサイクル法等の着実な執行及び制度見直し、及び実証事業による先進的事例の創出等により、一層の3Rの推進を図る必要がある。</p> <p>・VOC排出抑制に係る自主的取組の対象が増加しており、着実にVOC排出抑制に向けた取組が実施されている。パーゼル法に関しては、10月1日の施行に向けて必要な政省令の整備が進められている。また財政措置に関しても、土壌汚染の調査・除去等に係る費用が新たに財政投融资の対象となるなど公害防止に向けた取組が着実に進められている。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>・気候変動交渉については、主要国の参加を得つつ、パリ協定の実効性の確保を目指す。交渉状況等を踏まえつつ、関連施策や目標等を検討する。</p> <p>・引き続き、地球温暖化対策計画に位置付けられた個別の対策・施策を着実に実施し、指標に基づいた進捗管理を行う。</p> <p>・途上国のニーズを踏まえつつ、我が国の優れた低炭素技術の幅広い普及展開が見込める案件の組成を目指し、関連施策や目標等を検討する。</p> <p>・産業部門においては、引き続き低炭素社会実行計画を対策の柱とし、関係審議会等による厳格かつ定期的な評価・検証を実施する</p> <p>・資源循環の推進については、循環型社会の形成に向けて3R施策(リデュース、リユース、リサイクル)を引き続き推進し、資源生産性や循環利用率の推移等も踏まえつつ、関連施策や目標等を検討する。</p> <p>・環境負荷の改善については、経済活動と環境保全の両立を図る合理的な規制を通じ環境負荷物質の排出抑制に引き続き取り組み、環境基準の達成率の推移等も踏まえつつ、関連施策や目標等を検討する。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価の在り方を検討する場として、「政策評価懇談会」を設置。その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・「平成30年度版環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」(環境省) ・「長期地球温暖化対策プラットフォーム報告書」((平成29年4月報告書取りまとめ) ・「2016年度(平成28年度)の我が国の温室効果ガス排出量(確報値)」(平成30年4月環境省告示) ・地球環境小委員会 中央環境審議会 地球環境部会 低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会 配布資料(平成30年4月19日~5月17日)</p>
<p>担当部局名</p>	<p>産業技術環境局環境政策課</p>
<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成30年8月</p>